

# 令和8年度特別徴収のしおり

◎指定用紙以外の用紙で納入の事業所は、  
指定番号をお間違えのないよう記入願  
います。

— 特別徴収事務についての連絡先 —

☎ 498-8503

三重県桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地

**木曾岬町役場 税務課**

TEL <0567> 68 - 6102 (直通)

FAX <0567> 66 - 4841

特別徴収義務者様

三重県桑名郡木曾岬町長



## 令和8年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額のお知らせ

日頃から町民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務にご協力をいただきありがとうございます。地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに木曾岬町税条例第45条の規定によって、令和8年度給与所得等に係る町民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を別紙のとおり通知します。

(同封の個人通知書を各人宛交付してくださるようお願いいたします。)

## 特別徴収のあらまし

### 1. 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納めなければならない町民税・県民税・森林環境税を、6月から翌年5月までに12回にわたって、給与から差し引いて個人に代って納めていただく制度を特別徴収といいます。

### 2. 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

### 3. 特別徴収義務者指定の根拠

地方税法第321条の4及び木曾岬町税条例第45条の規定によって、4月1日現在の給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。なお、任意に指定取消の申出や指定拒否はできないことになっております。

### 4. 特別徴収税額の納入義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法第321条の5及び木曾岬町税条例第46条の規定によって、月割額を6月から翌年5月まで給与の支払いをする際、毎月徴収して、徴収した翌月の10日（10日が閉庁日の場合その翌開庁日）までに納入する義務を負います。

### 5. 翌月10日（10日が閉庁日の場合その翌開庁日）の納期限までに納入しなかった場合

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ納めていただいていない税額に延滞金特例基準割合+年7.3%の割合（納期限の翌日から1か月経過する日までの期間については延滞金特例基準割合+年1%）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

※延滞金特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に1%を加算した割合であり、毎年財務大臣が告示します。

※納めていただいていない税額が2,000円未満の場合は、延滞金は不要です。

また、納めていただいていない税額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てて延滞金を計算します。

なお、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになります。

### 6. 納税義務者が退職等異動した場合

納税義務者が退職等によって給与の支払を受けなくなった場合は、繰込みの異動届出書に所要事項を記入し提出してください。

また、1月1日から4月30日の退職等の場合は、未徴収税額を一括徴収してください。

## 特別徴収事務処理要項

### 1. 特別徴収の期間及び徴収金額

本年6月から翌年5月まで、毎月の給料を支払う際、町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定変更通知書（特別徴収義務者用）にもとづいて、納付額欄に記載されている金額を徴収してください。

### 2. 徴収税額の納入方法

別添の納入書を使用して、徴収した翌月の10日（10日が閉庁日の場合その翌開庁日）までに次に記載の金融機関に納入してください。

また、退職金支払の際、町民税・県民税が算出された場合は、納入金額の退職欄に記入することによって、毎月の給与に係る税金と同時に納入することができます。

#### 納入の金融機関

木曾岬町指定金融機関等 ※名称は、合併等により変更となる場合があります。

三重北農業協同組合
桑名三重信用金庫
(株) 百五銀行
(株) 三十三銀行
(株) あいち銀行
(株) 大垣共立銀行
(株) 十六銀行
東日本信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行・郵便局

### 3. 税額の変更

通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、税額を変更した通知書（特別徴収税額の変更通知書）を送付いたしますので、必ずこの通知書にもとづいて徴収してください。

#### 4. 納税義務者が退職その他異動された場合

退職、休職、死亡等により給与の支払を受けなくなった納税義務者については、繰込みの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、翌月の10日までに役場に提出してください。

異動届出書の提出が遅れますと、徴収台帳面で貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり、延滞金を課せられる場合があります。

また、異動処理が遅れる結果、退職者の方も、未徴収税額について、一度に多くの額を納めなければならない等の事象が生じる場合がありますので、異動届出書は期限までに提出してください。

なお、届出書には法人番号（個人番号）の記載が必要です。

#### 5. 納税義務者が転勤し、特別徴収を継続する場合

納税義務者が転勤し、転勤先において特別徴収を継続する場合は、前事業所が異動届出書に必要事項を記入し、転勤先（新特別徴収義務者）の事業所へ納税義務者の氏名、月割額、徴収開始月等を連絡したうえで、前事業所が役場へ提出してください。

この場合、前事業所においてはこの分を減額し、新事業所はこの分を増額して納入してください。

#### 6. 退職者等の退職後の未徴収額の徴収について

退職、休職等のため特別徴収のできなくなった納税義務者については、理由の発生した月分まで徴収していただき、未徴収分については、役場で普通徴収に切替えて、直接本人あて納税通知書を発送し納税していただいておりますが、できましたら、納税義務者の了解を得て未徴収税額を繰り上げて一括徴収にて納入くださるようご協力をお願いいたします。

1月1日以降4月30日までの退職者については、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない場合、納税義務者が新勤務先で特別徴収の継続を希望する場合及び納税者が死亡による退職である場合を除き、申出の有無にかかわらず必ず一括徴収してください。（異動届出書は、必ず提出してください。繰り上げて一括徴収の場合も、異動届出書の一括徴収欄に記入して提出してください。）

#### 7. 普通徴収から特別徴収への切り替えについて

入社等により普通徴収から特別徴収へ切り替える場合は、繰込みの「特別徴収への切替申請書」を役場に提出してください。その際、納期限を過ぎた分は特別徴収にはできません。

なお、申請書には法人番号の記載が必要です。

#### 8. 給与の支払者（特別徴収義務者）の名称や所在地に変更があった場合

給与の支払者（特別徴収義務者）の名称や所在地に変更があった場合は、繰込みの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

なお、届出書には法人番号の記載が必要です。

#### 9. 特別徴収税額の納期の特例について

給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満で、かつ、町税の滞納や著しい納入の遅延がない給与の支払者（特別徴収義務者）は、町長の承認を受けた場合、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間に徴収した特別徴収税額を各期間の最終月（11、5月）の翌月10日（10日が閉庁日の場合その翌開庁日）までに6ヶ月分をまとめて納入することができます。

この特例の承認を受ける場合は、繰込みの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出してください。

前年度から引き続きこの特例を受ける場合は、申請書の提出は不要です。7月以降に申請された場合は、途中からの承認となります。

また、納期の特例の要件を欠いた場合は、遅滞なく繰込みの「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

なお、申請書・届出書には法人番号の記載が必要です。

#### 10. 納入書について

納入書は月毎のものと予備2枚（末尾にある白紙のもの）の綴りになっています。特別徴収税額に変更があった場合は、変更後の金額を記載した納入書は送付しませんので、「特別徴収税額の変更通知書」をご確認いただき、納入書の金額を二重線で抹消の上、変更後の金額を記入して使用してください（訂正印は不要です）。

# 退職所得に係る税額の徴収について

## 11. その他

特別徴収税額の通知書（納税義務者用）は、それぞれの納税義務者にお渡しください。

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

### 届出・申請書様式について

この綴に含まれる届出・申請書様式が用紙不足の場合は、複写してご使用ください。なお、下記様式につきましては、木曾岬町のホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。

- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- ・特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への切替申請書

ダウンロード場所（木曾岬町ホームページURL <http://www.town.kisosaki.lg.jp>）  
トップページ ⇒ 暮らしの便利情報 ⇒ 税 個人住民税 ⇒ 給与所得者の特別徴収について

### eLTAX の利用について

eLTAXを利用して、異動届出書等を電子申告することができます。

利用できる手続きは

- ・給与支払報告書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・特別徴収への切替申請書
- ・退職所得にかかる納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出
- ・公的年金支払報告書等 です。

## 1. 徴 収（地方税法第50条の2、50条の6、328条、328条の4）

退職所得にかかる町民税・県民税は支払者が退職金の支払いの際、税額を計算し徴収してください。

## 2. 退職所得金額

- 勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等  
退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額
  - 勤続5年以下の役員等以外に支払われる退職手当等
    - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合  
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×1/2
    - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合  
退職所得の金額＝150万円＋退職手当等の金額－（300万円＋退職所得控除額）
  - 上記以外の人に対して支払われる退職手当等  
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×1/2
- （※）退職所得の金額は、上記で計算した額の1,000円未満切り捨てとなります。  
（※）対象となる役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。

退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
21年以上	80万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※障害による退職の場合、さらに100万円加算

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。（例）23年9月→24年

## 3. 特別徴収すべき税額の計算方法（地方税法第50条の4、328条の3）

（税率） （特別徴収すべき税率）

退職所得の金額 × 町民税 6% = 町民税額（100円未満切捨）

県民税 4% = 県民税額（100円未満切捨）

## 4. 納 入

- (1)納入先 退職者の退職した日の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村に納入してください。
- (2)納 期 徴収した月の翌月10日（10日が閉庁日の場合その翌開庁日）までに納入してください。
- (3)納入書 給与に係る納入書と同一のものを使用してください。納入金額欄の退職所得分に退職金から徴収した町民税・県民税の合計額を記入し、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。

## 事業主(給与支払者)の皆さまへ

# 外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と 個人住民税(町民税・県民税・森林環境税)の納税にご協力ください

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続(書類の受け取り、納税、還付金の受領など)を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、「納税管理人申告(承認申請)書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

## 1. 出国される方が特別徴収の場合

「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の個人住民税(町民税・県民税・森林環境税)の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
1月から5月までの間	① この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ② 1月1日に住民票が木曾岬町にある方は、帰国されても、新年度の個人住民税(町民税・県民税・森林環境税)が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。 ③ 「町税徴収金予納申出書」で対象者を税務課にご連絡ください。新年度の税額(概算)を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

## 2. 出国される方が普通徴収の場合

納税管理人の届け出をお願いします。特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の個人住民税(町民税・県民税・森林環境税)の納税通知書は出国後にお送りすることになるため、納税等が難しくなります。



# 書類の記入方法・注意事項

## 〈納入書表面〉

三重県 桑名郡木曾岬町		町民税 県民税 森林環境税	納入済通知書	㊤
市区町村コード	口座番号	加入者名		
2 4 3 0 3 5	00850-0-960366	木曾岬町会計管理者		
年	月分	指定番号	納入金額(1) 円	
0 1	7	9 1 1 2 5 9	<del>22,100</del>	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納	給与分 (一括徴収分を含む)	3 5 1 0 0	
	入	退職所得分	2 6 1 0 0 0	
	金	延滞金		
額				
納期限	年 8 月 13 日			
取りまとめ局	(2) 合計額			
ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター (郵便番号 469-8794)	2 9 6 1 0 0			
領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 498-8503 又は 所在地 木曾岬町大字西対海地 251番地 氏名 又は 株式会社 木曾岬 納 名称			

上記のとおり通知します。(受付店→三重北農業協同組合木曾岬支店(取りまとめの店)→市町村)(市町村保管)

金額欄の数字前には¥記号を記入しないでください。

予備用紙を使用する場合は、納入月数と特別徴収義務者指定番号を記入してください。

納付金額に変更が生じた場合は(1)欄を2線引きし(2)欄へ変更金額を記入してください(訂正印は不要です)。

なお、納入金額(1)欄に変更がない場合は、(2)欄に記入する必要はありません。

納入金額のうち「給与分」欄には在職者の月割額を記入してください。  
また、退職等で一括徴収した税額を納入する場合も月割額に加算して税額を記入してください。

納入金額のうち「退職所得分」欄には退職所得から徴収した税額(退職所得に対する住民税のみ)を記入してください。

※納入書はOCR(光学読取)書により、自動読取をいたしますので、必ず当納入書にて納入してください。納入書記入の際には、黒色のボールペンを使用し、数字は枠内からはみ出さないように丁寧に記入してください。

## 〈納入書裏面〉

町民税 県民税													納 入 申 告 書															
木曾岬町長殿																												
年													月			日提出												
年													月分			人員			人									
退 職 手 当 等 支 払 金 額													十	億	千		百		十	万	千		百		十	円		
特 別 徴 収 税 額		町 民 税													十	億	千		百		十	万	千		百		十	円
		県 民 税													十	億	千		百		十	万	千		百		十	円
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地 氏名又は 名称													(受付印)															
法人番号又は 個人番号													十	億	千		百		十	万	千		百		十	円		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																												

①「氏名(勤続年数)」欄

…この空欄に退職者の氏名・勤続年数を記入してください。

②「年 月分」欄

…退職手当等を支払った年月を記入してください。

③「人員」欄

…分離課税に係る所得割を徴収した人員を記入してください。

④「支払金額」欄

…支払った退職手当の金額を記入してください。

⑤「特別徴収税額」欄

…退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の町民税と県民税の額をそれぞれ記入してください。

⑥ 貴事業所の所在地、名称を記入してください。

⑦ 法人番号を記入してください。

※個人事業主である場合は、こちらには記入せず、19ページの納入申告書に個人番号等の必要事項を記入し役場に提出してください。

# 〈特別徴収に係る給与所得者異動届出書〉

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が結婚等により氏名が変更になった場合は、新姓名を記入し、右下欄には旧姓を記入してください。

「特別徴収税額の通知書」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」により税額変更があった方については、変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動した人の特別徴収税額（年税額）のうち何月分から何月分まで徴収したかを記入してください。

(ア)の特別徴収税額(年税額)から(イ)の徴収税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された宛番号を記入してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。1月1日現在の住所と同じ場合は、同上と記入してください。

給与所得者が退職したこと等により未徴収税額を一括徴収する場合は1・2のいずれかの理由の番号を○で囲んでください。なお、1の場合は申出月日及び申出者本人の印を記入・捺印してください。

何月分の納入書で納めるか、確認の上記入してください。実際に納入する月日を記入してください。

**給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書**

令和00年11月1日 (宛先) 木曾岬町長	給(特別徴収支取義務者)の氏名 <b>木曾岬太郎</b>	名称(氏名) <b>株式会社 きそさき</b>	〒498-8503 所在地(住所) <b>木曾岬町大字西対海地〇〇番地</b>	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 △ □ ×	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 特別徴収義務者指定番号 <b>010900000</b>	三 重 県 内 全 市 町 共 通 様 式			
				宛番号 <b>1</b>	関係 <b>給与事務係</b>				
				担当者 氏名 <b>木曾岬花子</b> 電話 <b>(0567) 12-3456</b>					
フリガナ 給氏名 <b>木曾岬太郎</b> (旧姓) 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 〇 × △ 生年月日 明・大・昭・平 9 年 8 月 7 日 1月1日現在の住所 <b>木曾岬町大字西対海地△△番地</b> 現住所 <b>同上</b>	フリガナ キソサキ タロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) <b>120,000</b> 円	(イ) 徴収税額 6 月分 10 月分 から まで <b>50,000</b> 円	(ウ) 未徴収税額(ア - イ) <b>70,000</b> 円	異動年月日 <b>00.10.30</b>	異動の事由 ① 退職 ② 転職 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他※2 (a・b・c)	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 ②を記入 2. 一括徴収 ①を記入 ※1 3. 普通徴収(個人納付)後日、町より本人あてに納付書を送付します	1月1日から退職時までの給与支払額 円	1月1日現在の住所 控除社会保険料額 円

① 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額	
1. 異動が令和 年12月31日までで、本人から申出があったため ( 月 日申出)	印		徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため		円	円	
一括徴収した税額は、 □ 月分(□ 月 □ 日納期限分)で納入します。				

② 給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を □ 月分から徴収 することで連絡済です。	フリガナ 新特別徴収義務者 名称(氏名) 所在地 〒	フリガナ 【担当者】 係 氏名 電話	特別徴収義務者指定番号 新規 納入書不要の場合は○をつけてください。
--	--	-----------------------------	--

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。  
 ※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限り)

転職、転職先で特別徴収を継続するときは、旧特別徴収義務者が新特別徴収義務者への給与所得者の氏名、月割額、徴収開始月等を連絡したうえで旧特別徴収義務者が町へ提出してください。

連絡先の係、氏名、電話番号を記入してください。

- (1) 転勤により異動した方が新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合には、1を○で囲んでください。
- (2) 未徴収税額を一括徴収される場合には、2を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、3を○で囲んでください。

退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与額及びその給与額から控除した社会保険料の額を記入してください。

新規の場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出

# 〈特別徴収への切替依頼書〉

## 特別徴収への切替依頼書

令和 00年 9月 1日 (宛先) 木曾岬町長	給与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	名 称 (氏 名)  株式会社 きそさき	フリガナ カブシキカイシャ キソサキ 特別徴収義務者指定番号 010900000 新規
	所 在 地 (住 所)	〒498-8503 木曾岬町大字西対海地〇〇番地	担当 係 氏名 電話
	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 △ □ ×	給与事務係 木曾岬花子 (0567)12-3456

給与支払者の法人番号を記入してください。

**替**  
三重県内全市町共通様式  
新規の場合は○をつけてください

特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

連絡先の係、氏名、電話番号を記入してください。

給与所得者の氏名を記入してください。

フリガナ	キシサキ タロウ	必ず記入してください	
氏 名	木曾岬 太郎	普通徴収 (個人納付) 第 3 期分以降を	特別徴収 (給与天引) 11 月分から切替 (翌月10日納期)
生年月日	明・大・昭・ <b>平</b> 9年 8月 7日	新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください ⇨ <input type="checkbox"/>	
受給者番号			
1月1日現在の住所	木曾岬町大字西対海地△△番地		
現住所	同上	備考	

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

何月分の納入書で納めるか、確認の上記入してください。

1月1日現在の住所を記入してください。

1月1日現在の住所と同じ場合は、同上と記入してください。

### ご注意

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。  
 なお、この書類を提出する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。  
 ※受給者番号の記載に関しては裏面を確認のうえ、ご記入ください。

市町記入欄	
-------	--

以下の場合には備考に記入してください。  
 ①税額 (月割額) の電話での事前連絡を希望する場合  
 ※特別徴収への切替月が、切替依頼書の受付月と同じ、もしくは受付月の翌月の場合は、税額通知書を随時書面にて送付しています。  
 ②税額通知書を特別徴収事務代行者 (税理士事務所・会計事務所・代行会社等) へ送付することを希望する場合

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

異

三重県内全市町共通様式

先三重県内の他市町に記載してください。宛先を訂正して、提出

令和 年 月 日 (宛先) 木曾岬町長	給与特別徴収義務者	名称(氏名)											1. 現年度 2. 新年度 3. 兩年度									
		所在地(住所)	〒										特別徴収義務者指定番号									
		個人番号又は法人番号											宛名番号									
給与所得者	フリガナ											異動年月日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他※2 (a・b・c)	異動後の未徴収税額の徴収		1月1日から退職時までの給与支払額 円						
	氏名	(旧姓)												特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア) - (イ) ※1	1. 特別徴収継続 ↳ ②を記入 2. 一括徴収 ↳ ①を記入 ※1 3. 普通徴収(個人納付)後日、町より本人あてに納付書を送付します				
	個人番号																		円	円	円	控除社会保険料額 円
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日																				
	1月1日現在の住所																					
現住所																						

① 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合等は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、本人から申出があったため ( 月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため	異動者印	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		市町記入欄
			徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	
			円	円	
一括徴収した税額は、 □ 月分(□ 月 □ 日納期限分)で納入します。					

② 給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を □ 月分から徴収 することで連絡済です。	(新特別徴収義務者) 新給与支払者	フリガナ											特別徴収義務者指定番号		
		名称(氏名)											新規		
		所在地(住所)	〒										納入書不要の場合は○をつけてください。		
		【担当者】係	氏名										電話		

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。  
 ※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

替

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

# 特別徴収への切替依頼書

令和 年 月 日  (宛先) 木曾岬町長	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	名称 (氏名)	フリガナ	特別徴収義務者指定番号		
		所在地 (住所)	〒	新規		
		法人番号		担当者	係	
				氏名		
				電話		

新規の場合は○をつけてください

給与所得者	フリガナ	必ず記入してください			
	氏名	普通徴収 (個人納付) → 特別徴収 (給与天引)			
	生年月日	昭・平 年 月 日	第 <input type="text"/> 期分以降を	⇒	<input type="text"/> 月分から切替 (翌月10日納期)
	受給者番号	新規事業所で納入書不要の場合は○をつけてください ⇒ <input type="text"/>			
	1月1日現在の住所	備考			
現住所					

## ご注意

二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。  
 なお、この書類を提出する以前に納期限が到来している普通徴収分については、特別徴収に切り替えることはできません。  
 ※受給者番号の記載に関しては裏面を確認のうえ、ご記入ください。

市町記入欄

個人住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子での受け取りを希望される場合は、受給者番号は必須項目となります。ただし、次の文字や文字列は使用できないため、ご注意ください。

項番	文字、文字列	説明
1	,	カンマ
2	@	アットマーク
3	¥	バックスラッシュ、円記号
4	/	スラッシュ
5	:	コロン
6	*	アクタリスク
7	?	クエスチョンマーク、疑問符
8	”	ダブルクォーテーション
9	’	シングルクォーテーション
10		バーティカルバー
11	#	シャープ
12	%	パーセント
13	^	カレット
14	`	アクセングラフ／バックティック
15	~	チルダ

項番	文字、文字列	説明
16	_	アンダーバー
17	<	不等号小なり
18	>	不等号大なり
19	[	左角括弧
20	]	右角括弧
21	{	左中括弧
22	}	右中括弧
23	(先頭が).	先頭1文字目が半角ドット
24	AUX	
25	COM0～COM9	{COM}&0から9の連番
26	CON	
27	LPT0～LPT9	{LPT}&0から9の連番
28	NUL	
29	PRN	



第 号 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(注意)

1 この申請の要件である給与の支払を受ける者の人数が「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者がいるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

2 納期の特例について承認を受けていた事業所は、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、この旨を速やかに町長に届け出なければなりません。

3 滞納や著しい納入遅延があるような場合については、この特例の承認を取り消す場合があります。

4 前年度に納期の特例の承認を受けていた事業所にあつて、本年度も引き続き納期の特例の承認を受けたい場合、自動継続されますので、申請の必要はありません。

年 月 日 (宛先) 木曾岬町長	申 請 者	氏名又は法人の名称及び代表者氏名											特別徴収義務者指定番号			
		住所又は所在地	〒										電話番号			
		法人番号														担当者名
地方税法第321条の5の2及び町税条例等の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。																
特例の適用を受けようとする税額		年 月 ( 月 日納期分) 以降の納入に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額														
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受けた者の人員及び各月の支払金額(外……は臨時勤務者に係るもの)	年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	外	円	円	外	人	外	円	円
	年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	外	円	円	外	人	外	円	円
	年 月	人	円	年 月	人	円	外	人	外	円	円	外	人	外	円	円
(1) 現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日																

※町記入欄	処理区分	承認	施行	年 月 日	決裁	年 月 日	起案	年 月 日
		却下	名簿記入		徴収簿台帳記入		通知書作成	
	(却下の理由)							

三重県内全市町共通様式

訂正して、提出先の市町名を記載してください。宛先を三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。





## 納入にあたって

1. 払込の際、ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用される事業所は右の指定書は必要ありません。

別添の納入書にて払込指定及び収納代理金融機関(銀行等)の本支店へ納入してください。

2. ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は右の切取線から切り取って、日付と支店名又は局名を記入して当初納入される際、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ 東海4県(三重県・愛知県・岐阜県・静岡県)内にあるゆうちょ銀行・郵便局につきましては、「指定書」の提出をしていただくなくても、手数料の負担なしに納入することができます。

### 払込金融機関名

ゆうちょ銀行	店
郵便局	

(貴事業所の払込金融機関名を記入してください。)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 支店 様  
郵便局長 様

三重県桑名郡木曾岬町長



### 指 定 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を町民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)の納入金取扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は下記のとおりであるから申し添えます。

### 記

1. 認可番号 貯業 - 第 3 7 8 9 号
2. 口座番号 00850-0-960366
3. 加入者名 木曾岬町会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

切  
り  
取  
り  
線